

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十八号

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県道路占用料条例の一部改正)

第一条 佐賀県道路占用料条例(昭和二十八年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第四条ただし書の規定により知事が定める期間ごとに徴収する場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、同条ただし書の知事が定める期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

第二条 第二項中「各年度の」を「第四条ただし書の知事が定める期間に係る」に改める。

第三条 第一号中「第十二条」を「第三十七条」に改める。

第四条 ただし書を次のように改める。

ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに徴収することができる。

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第二条 佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条 第四項中「までに」の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。

(佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第三条 佐賀県漁港管理条例(昭和四十八年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第三項中「一月(工作物の設置を目的とする占用にあつては、三年)」を「五年」に改める。

第十三条 第一項中「までに」の下に「一括して」を加え、同項に次のただ

し書を加える。

ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。

第十三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十四条第一項中「同じ。」を「の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。

第十四条第二項中「前条第二項から第五項までの規定は」を「前条第二項から第四項までの規定は」に、「前条第二項から第五項まで」を「、これら」に改める。

(佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第四条 佐賀県海岸占用料等徴収条例(平成十二年佐賀県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「までに」の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。

別表第一の備考の二を次のように改める。

二 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。

別表第一の備考の三中「一の年度において」を削り、同表の備考の六中「二以上の年度に分けて」を「知事が定める期間ごとに」に、「その徴収する年度の」を「期間ごとに徴収する」に改める。

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正)

第五条 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例(平成十三年佐賀県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を

同条第二項とする。

別表第二の備考の二を次のように改める。

- 二 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。

別表第二の備考の三中「一の年度において」を削り、同表の備考の六中「二以上の年度に分けて」を「知事が定める期間ごとに」に、「その徴収する年度の」を「期間ごとに徴収する」に改める。

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

第六条 佐賀県砂防法施行条例（平成十五年佐賀県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「までに」の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第一の備考の三を次のように改める。

- 三 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。

別表第一の備考の四中「一の年度において」を削り、同表の備考の七中「二以上の年度に分けて」を「知事が定める期間ごとに」に、「その徴収する年度の」を「期間ごとに徴収する」に改める。

(佐賀県佐賀空港条例の一部改正)

第七条 佐賀県佐賀空港条例（平成十年佐賀県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「使用開始前に」の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、使用料を知事が定める期間ごとに徴収することができる。

(佐賀県港湾管理条例の一部改正)

第八条 佐賀県港湾管理条例（昭和四十七年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第四条第一項中「使用料」を」の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項及び」を削り、同項を同条第五項とする。

第十二条第一項中「までに」の下に「一括して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県道路占用料条例、佐賀県立都市公園条例、佐賀県漁港管理条例、佐賀県海岸占用料等徴収条例、佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例、佐賀県砂防法施行条例、佐賀県佐賀空港条例及び佐賀県港湾管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可等に係る占用料等から適用し、同日前の許可等に係る占用料等については、なお従前の例による。

第一条（佐賀県道路占用料条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>（占用料の額及び算出方法）</p> <p>第二条 占用者から徴収する占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、第四項、第五項及び第四条において同じ。）に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、第四条ただし書の規定により知事が定める期間ごとに徴収する場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、同条ただし書の知事が定める期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）</p>	<p>（占用料の額及び算出方法）</p> <p>第二条 占用者から徴収する占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、第四項、第五項及び第四条において同じ。）に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度の占用料の額」という。）の合計額（各年度の占用料の額が百円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を百円として合計した額）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）</p>

改正後	改正前
<p>第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とする前の額）に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、第四条ただし書の知事が定める期間に係る占用料の額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(占用料の額の特例)</p> <p>第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>一 法第三十五条に規定する事業（法第三十九条第一項ただし書に規定するものを除く。）及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十七条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>二～五 略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第四条 占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法</p>	<p>第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とする前の額）に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、各年度の占用料の額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(占用料の額の特例)</p> <p>第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>一 法第三十五条に規定する事業（法第三十九条第一項ただし書に規定するものを除く。）及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十二条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>二～五 略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第四条 占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法</p>

改正後	改正前
<p>第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から二月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに徴収することができる。</p>	<p>第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から二月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を五月三十一日までに徴収する。</p>

第二条（佐賀県立都市公園条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（使用料等） 第九条 略 2・3 略 4 第一項の規定による使用料は、知事の指定する期日までに一括して納付しなければならぬ。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p>	<p>（使用料等） 第九条 略 2・3 略 4 第一項の規定による使用料は、知事の指定する期日までに納付しなければならない。</p>

第三条（佐賀県漁港管理条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（占用の許可等） 第十一条 略 2 略 3 第一項の占用の期間は、五年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>（占用の許可等） 第十一条 略 2 略 3 第一項の占用の期間は、一月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、三年）を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第十三条 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第一の規定により算定した額の使用料又は占用料（当該甲種漁港施設の使用又は占用のうち次に掲げるもの以外のものに係る使用料又は占用料にあつては、その額（漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設を除く。）の敷地の占用に係る占用料でその算定の単位が月又は年であるものにあつては、日割りをもつて算定した額）に一・〇五を乗じて得た額の使用料又は占用料。以下「使用料等」という。）を、知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 4 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第十四条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第二の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第三の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さないこととさ</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第十三条 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第一の規定により算定した額の使用料又は占用料（当該甲種漁港施設の使用又は占用のうち次に掲げるもの以外のものに係る使用料又は占用料にあつては、その額（漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設を除く。）の敷地の占用に係る占用料でその算定の単位が月又は年であるものにあつては、日割りをもつて算定した額）に一・〇五を乗じて得た額の使用料又は占用料。以下「使用料等」という。）を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前項の場合において、使用又は占用をすることができるときは、毎年、当該年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の使用料等を徴収するものとする。</p> <p>3 5 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第十四条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第二の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第三の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さないこととさ</p>

改正後	改正前
<p>れるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額（占用をすることができる期間が一月未満のものに係る占用料にあつては、日割りをもつて算定した額）に一・〇五を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 前条第二項から第四項までの規定は、土石採取料等について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料等」とあるのは、「土石採取料等」と読み替えるものとする。</p>	<p>れるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額（占用をすることができる期間が一月未満のものに係る占用料にあつては、日割りをもつて算定した額）に一・〇五を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>2 前条第二項から第五項までの規定は、土石採取料等について準用する。この場合において、前条第二項から第五項までの規定中「使用料等」とあるのは、「土石採取料等」と読み替えるものとする。</p>

第四条（佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第二条 法第七条第一項若しくは第三十七条の四の規定により占用の許可を受けた者又は法第八条第一項若しくは第三十七条の五の規定により土石の採取（法第十一条ただし書に規定する公共海岸の土地以外の土地における土石の採取を除く。）の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額の占用料（海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）又は別表第二の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付するこ</p>	<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第二条 法第七条第一項若しくは第三十七条の四の規定により占用の許可を受けた者又は法第八条第一項若しくは第三十七条の五の規定により土石の採取（法第十一条ただし書に規定する公共海岸の土地以外の土地における土石の採取を除く。）の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額の占用料（海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）又は別表第二の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>別表第一（第二条関係） 占用料 略</p> <p>備考 一 略</p> <p>二 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。</p> <p>三 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占有開始の日の属する月及び占有終了の日の属する月は、占有した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が三十日を超えないものについては、その月数は一月とする。</p> <p>四・五 略</p> <p>六 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときは、その額は百円に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用料の額が百円未満のときも、同様とする。</p>	<p>2 前項の場合において、占用の期間が二以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。</p> <p>別表第一（第二条関係） 占用料 略</p> <p>備考 一 略</p> <p>二 占用の期間が年度の中から始まり、又は年度の中途において終わるものについて占有開始の日又は占有終了の日の属する年度に徴収する占用料の額は、当該年度に占有した月数を基礎として月割りにより計算する。占有開始の日及び占有終了の日が同一年度に属する年度に徴収する占用料の額についても同様とする。</p> <p>三 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占有開始の日の属する月及び占有終了の日の属する月は、占有した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が一の年度において三十日を超えないものについては、その月数は一月とする。</p> <p>四・五 略</p> <p>六 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときは、その額は百円に切り上げる。占用料を二以上の年度に分けて徴収する場合において、その徴収する年度の占用料の額が百円未満のときも、同様とする。</p>

第五条（佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(土石採取料等の徴収)</p> <p>第三条 法第十八条第六項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料又は別表第二の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、土石採取料を分割して納付させることができる。</p> <p>別表第二（第三条関係） 占用料 略</p> <p>備考 一 略 二 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。</p>	<p>(土石採取料等の徴収)</p> <p>第三条 法第十八条第六項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料又は別表第二の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、占用の期間が二以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。</p> <p>3 知事は、第一項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、土石採取料を分割して納付させることができる。</p> <p>別表第二（第三条関係） 占用料 略</p> <p>備考 一 略 二 占用の期間が年度の中途から始まり、又は年度の中途において終わるものについて占用開始の日又は占用終了の日の属する年度に徴収する占用料の額は、当該年度に占用した月数を基礎として月割りにより計算する。占用開始の日</p>

改正後	改正前
<p>三 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数を含むものとする。ただし、占用の期間が三十日を超えないものについては、その月数は一月とする。</p> <p>四・五 略</p> <p>六 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときは、その額は百円に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用料の額が百円未満のときも、同様とする。</p>	<p>及び占用終了の日が同一年度に属する年度に徴収する占用料の額についても、同様とする。</p> <p>三 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数を含むものとする。ただし、占用の期間が一の年度において三十日を超えないものについては、その月数は一月とする。</p> <p>四・五 略</p> <p>六 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときは、その額は百円に切り上げる。占用料を二以上の年度に分けて徴収する場合において、その徴収する年度の占用料の額が百円未満のときも、同様とする。</p>

第六条（佐賀県砂防法施行条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第六条 前条第一項又は第二項の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額の占用料（砂防設備等の占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）又は別表第二の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p>	<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第六条 前条第一項又は第二項の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額の占用料（砂防設備等の占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）又は別表第二の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の採取料を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 前条第一項又は第二項の許可を受けた者が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の砂防設備等において占有又は採取（以下「占有等」という。）を行うときは、前項の規定にかかわらず、占有料又は採取料（以下「占有料等」という。）を徴収しない。</p> <p>別表第一（第六条関係） 占有料 略</p> <p>備考 一・二 略</p> <p>三 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。</p> <p>四 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占有開始の日の属する月及び占有終了の日の属する月は、占有した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が三十日を超えないものについては、その月数は一月とする。</p> <p>五・六 略</p> <p>七 占有料の額を計算した場合において、</p>	<p>2 前項の場合において、砂防設備等を占有することができる期間が二以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占有料を徴収するものとする。</p> <p>3 前条第一項又は第二項の許可を受けた者が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の砂防設備等において占有又は採取（以下「占有等」という。）を行うときは、第一項の規定にかかわらず、占有料又は採取料（以下「占有料等」という。）を徴収しない。</p> <p>別表第一（第六条関係） 占有料 略</p> <p>備考 一・二 略</p> <p>三 占用の期間が年度の中から始まり、又は年度中途において終わるものについて占有開始の日又は占有終了の日の属する年度に徴収する占有料の額は、当該年度に占有した月数を基礎として月割りにより計算する。占有開始の日及び占有終了の日が同一年度に属する年度に徴収する占有料の額についても、同様とする。</p> <p>四 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占有開始の日の属する月及び占有終了の日の属する月は、占有した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が一の年度において三十日を超えないものについては、その月数は一月とする。</p> <p>五・六 略</p> <p>七 占有料の額を計算した場合において、</p>

改 正 後	その計算した額が百円未満であるときは、その額は百円に切り上げる。占有料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占有料の額が百円未満のときも、同様とする。
改 正 前	その計算した額が百円未満であるときは、その額は百円に切り上げる。占有料を二以上の年度に分けて徴収する場合において、その徴収する年度の占有料の額が百円未満のときも、同様とする。

第七条（佐賀県佐賀空港条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	<p>（着陸料等及び使用料）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わったときに徴収し、使用料は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に一括して徴収する。ただし、知事が認めるときは、使用料を知事が定める期間ごとに徴収することができる。</p> <p>4 略</p>
改 正 前	<p>（着陸料等及び使用料）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わったときに徴収し、使用料は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に徴収する。</p> <p>4 略</p>

第八条（佐賀県港湾管理条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	<p>（使用の許可等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による港湾施設の使用許可期間は、五年以内とする。</p> <p>4 略</p> <p>第四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第一の規定</p>
改 正 前	<p>（使用の許可等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による港湾施設の使用許可期間は、三年以内とする。</p> <p>4 略</p> <p>第四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第一の規定</p>

改正後	改正前
<p>により算定した額の使用料（貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額の使用料、港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額に一・〇五を乗じて得た額の使用料）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項の使用料又は第二項の入港料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときはその額が百円に、その計算した額に十円未満の端数があるときはその端数は十円にそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、使用料等（使用料及び入港料をいう。以下同じ。）の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>（占用料及び土砂採取料）</p> <p>第十二条 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地について法第三十七条第一項の規定による占用又は土砂の採取（以下「占用等」という。）の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第二の規定により算定した額の占用料（消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さない</p>	<p>により算定した額の使用料（貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額の使用料、港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額に一・〇五を乗じて得た額の使用料）を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、使用することができる期間が二以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の使用料を徴収するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第一項の使用料又は第三項の入港料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときはその額が百円に、その計算した額に十円未満の端数があるときはその端数は十円にそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>6 第二項及び前項に定めるもののほか、使用料等（使用料及び入港料をいう。以下同じ。）の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>（占用料及び土砂採取料）</p> <p>第十二条 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地について法第三十七条第一項の規定による占用又は土砂の採取（以下「占用等」という。）の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第二の規定により算定した額の占用料（消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さない</p>

改正後	改正前
<p>こととされるもの以外のものに係る占用料にあつてはその額に一・〇五を乗じて得た額の占用料) 又は別表第三の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土砂採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 前項の占用料又は土砂採取料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときはその額は百円に、その計算した額に十円未満の端数があるときはその端数は十円にそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>こととされるもの以外のものに係る占用料にあつてはその額に一・〇五を乗じて得た額の占用料) 又は別表第三の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土砂採取料を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、占用をすることができる期間が二以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。</p> <p>3 第一項の占用料又は土砂採取料の額を計算した場合において、その計算した額が百円未満であるときはその額は百円に、その計算した額に十円未満の端数があるときはその端数は十円にそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>4 略</p>